

随意契約の結果

【令和3年8月分】 役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
クラフトビレッジ西小山 E棟2階 店舗一時使用賃借料	分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 石橋 一人 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和3年8月20日	(株) ビーエイ 東京都品川区西五反田3-7-14	4010001133026	1,100,000円	1,100,000円	100.0%	当契約は、クラフトビレッジ西小山の一部店舗でテレワーク施設運営を行うため、同店舗の管理運営者である(株) ビーエイとの店舗一時使用賃借料契約であり、会計規定第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
東池袋四・五丁目地区11号地を活用した取組に係る内装等整備・建物管理・企画等業務	分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 石橋 一人 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和3年8月17日	(株) オンデザインパートナーズ 神奈川県横浜市中区相生町3-60	7020002068647	9,900,000円	9,900,000円	100.0%	本業務は、東池袋四・五地区11号地の活用を通じた地区内地権者とのつながり及びまちの賑わい向上を目的とするものである。 上記目的を達成するためには、実績と企画力が求められるため、企画提案競技により選定を行った。 その結果、当該共同体の提案内容が総合的に最も優れていたため、会計規定第51条第3号第1項に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
越谷レイクタウン202街区 不同沈下に関する訴訟に係る法律事務手数料	分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 石橋 一人 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和3年8月5日	非公表（個人）	-	9,570,000円	9,570,000円	100.0%	当該法律事務は、機構のニュータウン業務に関する高い専門性と豊富な経験を要するものである。 当該弁護士は、機構の顧問弁護士であり、当該法律事務を処理するために必要な機構の宅地業務に関する高い専門性及び経験を有するため、会計規程第51条第3号第1項に基づき、随意契約を行ったものである。	-				

※1 単価契約の場合は、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
 ※2 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
 ※3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

【対象となるもの】
 ・予定価格が250万円を超える工事又は製作
 ・予定価格が160万円を超える財産の買入れ
 ・予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入
 ・予定価格が100万円を超える役務
 ただし、機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。